

福島県浜通り地域水産加工事業者紹介パンフレット作成業務委託
仕様書

1. 委託業務の名称

福島県浜通り地域水産加工事業者紹介パンフレット作成業務委託

2. 業務の目的及び概要

東日本大震災から14年が経過した現在、福島県内の水産加工事業者は地域の復興を目指し日々業務に従事している。

こうした背景を踏まえ、公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「機構」という。）は、福島県浜通り地域（※）に所在する水産仲卸事業者及び水産加工事業者等（以下「水産事業者等」という。）の取組内容を、県内外のバイヤー等に広く周知、発信し、地域の復興及び販路拡大を推進することを目的として本業務を実施する。

（※）福島県南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、相馬市、いわき市。

3. 委託期間・管理箇所

（自）契約締結日～（至）2026年3月27日（金）

公益社団法人 福島相双復興推進機構

事業者支援グループ 水産販路等支援プロジェクトチーム

4. 業務内容

受託者は、上記の目的を踏まえた上で、本業務がより効果的な取組となるよう工夫し、以下（1）～（4）を実施する。

（1）事前打合せ

冊子の制作にあたり、契約締結後すみやかに機構と事前打合せを実施する。打合せにおいて、受託者は実施計画書を作成し提出すること。

（2）取材業務

冊子の制作にあたり必要な取材業務（訪問調整含む）を行うこと。取材対象は、機構が支援を実施している水産事業者等とし、取材対象は別紙「取材対象事業者一覧」のとおり（先方から取材を断られた等の事情がある場合はその限りではない）。それぞれの取材項目については、原則として以下に示す内容とするが、機構と協議の上、受託者の提案による独自の取材項目を加えても差し支えない。

なお、冊子は本年度中に25～30ページ程度の構成とする。取材にあたっては現地訪問を原則（取材打合せ1回、本取材1回程度を想定）とし、受託者からの訪問者は最大2名程度とするが、機構と協議の上で変更しても差し支えない。なお、取材には機構職員等が同行する可能性があるため、訪問日を事前に機構へ共有すること。

【取材項目】

- 本取組へのご理解とご承諾の確認（個人情報の取り扱いを含む）
- 会社内組織の概要（所在地・連絡先・設立年・従業員数等を含む）
- 会社 PR（会社の強み、取り扱い商品 等）
- 販路として出荷可能なエリア
- 販路実績
- 写真撮影
- 標題（紹介）写真、作業風景、
等

（3）全体構成及びデザインの検討

冊子の全体構成及び、デザインの提案（水産事業者等とその商品をわかりやすく伝える上でのキャッチーなコピー・スローガン、キャラクター等）及び制作を行うこと。

全体構成は上記（2）における取材内容に加え、以下項目を盛り込むこととするが、機構と協議の上で、受託者の提案による独自の項目を加えても差し支えない。

なお、機構の指示の下、下記（4）に記載の印刷を行う前に機構（上記（1）に記載の専門家を含む）の確認を受けること。

1. 福島県に関する情報
2. 「常磐もの」、「常磐の海」についての解説
3. 水揚げされる主な魚種（水揚げ時期や旬を示すカレンダー等を含む）

（4）冊子印刷及び電子媒体の納品

上記（1）、（2）及び（3）を踏まえて制作した冊子の印刷を行い機構宛に納品すること。印刷数は日本語版1,000部とし、仕様はA4サイズ・カラー・中綴じ製本・上質紙とする。

また、冊子の制作が完了した段階で電子媒体についても機構宛に送付すること。

5. 進捗報告

（1）定例報告

受託者は、定期的（月1回を想定）に機構と打合せを実施し、本業務の進捗を報告する、打合せの日程及び場所並びに方法は、双方協議の上で決定するものとする。

なお、受託者は定例報告の他、機構からの求めがあった場合、進捗状況を別途報告しなければならない。

6. 業務内容に係る留意事項

- （1）業務の内容（デザイン、キャスティング、実施方法等）については、機構と十分に協議を行った上で決定すること。
- （2）業務の実施については、感染症等の状況を考慮し、中止や延期の判断をする場合があ

ることとし、その場合は、再度見積もりを提出した上で、変更の契約を行うこと。

- (3) 本業務により制作された制作物については、委託期間中及び委託期間終了後に、機構が活用できるものとすること。

7. 納入物

受託者は、委託業務の完了日までに以下の書類を当機構に提出する。なお、提出前（遅くとも提出期限の3日前を目安）に冊子、仮報告書を当機構へ提出し、記載内容の確認を受ける。

納 入 物：以下（1）～（3）のとおり

提出期限：委託完了日

- (1) 制作した冊子（電子媒体含む※word・ppt等、納品後に機構で編集可能なファイル形式のデータも含めることとする。ファイル形式は機構と協議の上指示に従う。）
- (2) 業務報告書（電子データ）
- (3) その他機構が必要と認める書類

8. 委託業務の基本方針

- (1) すべての業務を実施するにあたり、機構と十分に協議すること。

(2) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、機構は係る紛争等の事実を知った時には、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(4) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ機構の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。

(5) 疑義に関する協議等

疑義が生じた場合は、その都度、機構と協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については、機構担当者と協議の上、その指示に従うものとする。

以上

別紙「取材対象事業者一覧」

	対象事業者	住所
1	事業者 A 社	福島県相馬市尾浜
2	事業者 B 社	福島県いわき市泉町
3	事業者 C 社	福島県いわき市平下高久
4	事業者 D 社	福島県いわき市江名
5	事業者 E 社	福島県いわき市平沼ノ内
6	事業者 F 社	福島県いわき市小名浜
7	事業者 G 社	福島県いわき市常磐上湯
8	事業者 H 社	福島県いわき市江名
9	事業者 I 社	福島県相馬市岩子
10	事業者 J 社	宮城県名取市
11	事業者 K 社	福島県いわき市永崎
12	事業者 L 社	福島県相馬市尾浜
13	事業者 M 社	福島県いわき市平下高久
14	事業者 N 社	福島県いわき市平薄磯 7
15	事業者 O 社	福島県いわき市小名浜
16	事業者 P 社	福島県相馬市尾浜
17	事業者 Q 社	福島県いわき市平
18	事業者 R 社	福島県いわき市永崎
19	事業者 S 社	福島県いわき市小名浜
20	事業者 T 社	福島県いわき市小名浜
21	事業者 U 社	福島県いわき市平下神谷
22	事業者 V 社	福島県相馬市尾浜
23	事業者 W 社	福島県いわき市平下高久
24	事業者 X 社	福島県いわき市平薄磯
25	事業者 Y 社	福島県相馬市尾浜

なお、詳細な事業者の社名・住所は契約後に通知する。